

再 評 価 書

事業名	四日市港海岸高潮対策事業	事業区分	海岸事業	管理者名	四日市港管理組合
事業概要	工 期	S61~H30	全体事業費 (下段：前回)	13,406百万円 [負担率 国：1/2 管理組合：1/2]	
	(下段：前回)	(S61~H27)		(12,676百万円)	

事 業 目 的 及 び 内 容

四日市港は、中部圏における代表的な国際貿易港として、石油コンビナート等を擁するエネルギー供給基地としての役割を担っており、昭和27年に外国貿易上、特に重要な港として特定重要港湾に指定されています。このような当港の海岸施設背後には、多様化する物流需要に応えるため大小様々な企業が立地し、また、これら産業を支える人口集中区域などが広がっています。・・・資料P24

四日市港における護岸の多くは、昭和34年の伊勢湾台風による災害後に築造され、築後50年近くが経過しており、近い将来発生が予想される大規模地震に対する耐震性を確保するため、一刻も早い耐震対策が望まれているところです。当該高潮事業は、耐震対策を実施し既設護岸を補強することで、地震時の護岸崩壊に伴う浸水被害を防除し、背後の生命と財産を守る事業です。事業計画期間は昭和61年から平成30年度完了予定であり、全体事業費は約134億円で計画しています。・・・資料P25

【事業概要】

(富洲原港地区)	S61~H26	護岸補強	L=1,266m、	排水機場 N=1基
(2号地地区)	H2~H29	護岸補強	L=1,256m、	胸壁補強 L=860m
(富田港地区)	H13~H25	護岸補強	L=358m、	排水機場改良 N=1基、 樋門改良 N=1基
(石原地区)	H16~H30	護岸補強	L=579m	
(運河地区)	S61~H15	護岸補強	L=1,428m、	水門改良 N=1基

事 業 主 体 の 再 評 価 結 果

1 再評価を行った理由・・・資料P26

平成14年度の富洲原港地区・2号地地区の再評価実施後、一定期間(5年)が経過し、なお継続中ですので三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき再評価を行いました。なお、平成16年に監督官庁であります国土交通省港湾局の規定が変更となり、地区単位で実施しておりました再評価を海岸単位で実施するよう指導がありました。このため、四日市港海岸として、富洲原港・2号地・富田港・石原の4地区をまとめて再評価を行いました。なお、運河地区については、平成15年度に事業完了しております。

2. 事業の進捗状況と今後の見込み

2-1 事業の進捗状況・・・資料P33~34

2号地地区につきましては、平成17年度に耐震点検を行った結果、前回再評価の計画区間外において液状化の危険性が非常に高いことが判明したため、今回再評価で事業計画の見直しを行っております。このため、2号地地区では、計画延長が177m延伸し事業費約7億3千万円の増額が生じております。今回再評価における四日市港海岸全体での事業費は約134億円となり、このうち施工済額は約82億円です。全体の進捗率は約61%となっています。

次表：資料P27~33

地区	工種	全体計画		全体事業費 (単位：千円)	施工済額 (単位：千円)	残事業費 (単位：千円)	進捗率 (単位：%)
		全 体	整備済				
富洲原港	護岸(補強)	1266m	834m	2,901,000	2,101,000	800,000	72.42
	排水機場	1基	1基	512,000	512,000	0	100.00
	小計			3,413,000	2,613,000	800,000	76.56
2号地	護岸(補強)	1256m	889m	3,276,000	1,854,000	1,422,000	56.59
		1079m	889m	2,546,000	1,854,000	692,000	72.82
	胸壁(補強)	860m	0m	750,000	0	750,000	0.00
	小計			4,026,000	1,854,000	2,172,000	46.05
				3,296,000	1,854,000	1,442,000	56.25
富田港	護岸(補強)	358m	100m	2,155,000	594,800	1,560,200	27.60
	排水機場(改良)	1基	1基	125,000	125,000	0	100.00
	樋門(改良)	1基	1基	45,000	45,000	0	100.00
	小計			2,325,000	764,800	1,560,200	32.89
石原	護岸(補強)	579m	167m	1,100,000	449,000	651,000	40.82
運河	護岸(補強)	1428m	1428m	1,597,000	1,597,000	0	100.00
	水門(改良)	1基	1基	945,000	945,000	0	100.00
	小計			2,542,000	2,542,000	0	100.00
合計			13,406,000	8,222,800	5,183,200	61.34	
				12,676,000	8,222,800	4,453,200	64.87

※2号地地区 上段：変更計画
下段：当初計画

2-2 今後の見込み・・・資料 P35

近年の厳しい財政状況の中、背後地に人家が密集する富田港及び富洲原港地区は、優先地区としそれぞれの目標である平成 25 年度及び平成 26 年度に事業が完了するよう整備を進めていきます。次いで 2 号地地区、石原地区の順に完成を目指し、最終的に平成 30 年度の事業完成を目指します。

3 事業を巡る社会経済状況等の変化・・・資料 P36

防護区域は、依然として人家や事業所などが密集しており、防護の必要性に変化はありません。

また、平成 7 年に阪神・淡路を襲った「兵庫県南部地震」、平成 16 年の「新潟県中越地震」、更に今年の「能登半島地震」や「三重県中部地震」など大規模な地震が頻発している昨今、東海・東南海・南海地震による被害が懸念される当地域においては、護岸補強工事の必要性及びその機運は一層高まっています。

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化等

4-1 費用対効果分析・・・資料 P37～39

平成 14 年度に行いました富洲原地区及び 2 号地地区の再評価時の費用対効果分析結果はそれぞれ 12.5 と 4.2 でした。今回の再評価に当り、平成 19 年時点の費用対効果分析結果は、次のとおりとなっています。

	便 益	費 用	B/C	
富洲原港地区（護岸補強）：	37,755 百万円	3,440 百万円	11.0	} 再評価対象地区
2 号地地区	15,370 百万円	4,582 百万円	3.4	
富田港地区	13,929 百万円	2,186 百万円	6.4	
石原地区	4,579 百万円	934 百万円	4.9	
参 考 運 河地区	51,643 百万円	4,334 百万円	11.9	・・・事業完了
参 考 ※富洲原港地区（排水機場）：	3,549 百万円	1,140 百万円	3.1	・・・事業完了
全 体	126,825 百万円	16,616 百万円		

前回の再評価時点と比較しますと、平成 16 年に『海岸事業の費用便益分析指針』が改訂され、公共土木施設・公益事業等被害額の算定比率が見直されたため、費用対効果分析結果が減少しています。

※富洲原港における護岸補強及び排水機場では、事業目的が異なるためそれぞれの費用対効果分析を行いました。

4-2 地元の意向・・・資料 P36

近年、東海・東南海・南海地震の発生が懸念されており、地元自治会からの海岸構造物の耐震化早期完了に関する要望活動が活発となっています。管理組合としても効率的な整備により事業の早期完了に努める責務を感じております。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減・・・資料 P40

コスト縮減につきましては、設計時において出来るだけ既存施設を有効に活用することや、各施設を細分化しより経済的な断面を採用するなど、設計時において可能な限りコストの縮減に取り組んでいます。

5-2 代替案・・・資料 P40

背後に資産が集中している当地区において、海岸護岸は資産防護として極めて重要な役割を果たしており、護岸補強工法の必要性に変わりありません。また、代替案として、新たな護岸を既設前面に設ける工法などが考えられますが、コストの面からしても現工法が妥当であると判断しています。

再 評 価 の 経 緯

当事業は、平成 14 年度に実施しました富洲原港及び 2 号地地区の再評価審査委員会意見に対する対応を次のとおり行っています。・・・資料 P41～P42

<答申>：完成に長期を費やしていることから、コストの縮減を図りながら、早期に効果が発現できるよう工期の短縮を求める。2 号地地区について、四日市地区再開発計画に係る箇所について、港湾計画と調整し、工事区間及び工法の変更を検討して、より一層のコスト縮減を求めるものである。

<対応>：近年の厳しい財政状況の中、事業効果の早期発現のため、事業の重点化を図っています。また、四日市港管理組合においても県と合同で、「海岸整備アクションプログラム」を策定し、効率的・効果的な事業推進に取り組んでいます。2 号地地区につきましては、平成 21 年度の次回港湾計画の改定に向けて、港湾計画と調整を図り、計画延長を見直すことで事業費の縮減に努めてまいります。

事 業 主 体 の 対 応 方 針

三重県公共事業再評価実施要綱第 3 条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第 5 条第 1 項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。・・・資料 P43